

公募型プロポーザルの公告

飛島情報通信基盤整備・保守・運用業務について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和2年10月23日

酒田市長 丸山 至

1 業務の概要

- (1) 業務名 飛島情報通信基盤整備・保守・運用業務
- (2) 業務内容 飛島と本土との間に安定した高速大容量の情報通信基盤（海底光ファイバーケーブル）を整備し、飛島に超高速インターネット接続サービス（以下「光ブロードバンドサービス」という。）を提供する。
- (3) 契約方法 公募型プロポーザル方式により事業者を選定し、本市と受注者との間で基本協定を締結の上、次号に規定する業務ごとに委託契約を締結するものとする。
- (4) 履行期間
 - ・整備業務 契約日から令和3年3月31日まで
 - ・保守業務 整備業務完了後から10年間
 - ・運用業務 整備業務完了後から10年間

2 参加資格要件

本企画提案への参加資格を有する者は、単独企業又は業務を共同連帯して受託するため2以上の者を構成員として結成された共同企業体等のグループ（以下「共同企業体」という。）とし、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。なお、共同企業体については、(1)から(4)の要件は構成員のすべてが満たし、(5)から(9)までの要件は構成員のいずれかが満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告日以後に、酒田市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成17年告示第22号）に基づく指名停止を受けている期間がないこと。
- (3) 酒田市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第1項第1号の規定に定める暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (4) 次のいずれかの条件を満たすこと。
 - ① 酒田市契約規則（平成17年規則第58号）第27条第3項に規定する指名競争入札参加者登録簿（2019・2020年度）に登録されていること。
 - ② 指名競争入札参加者登録簿（2019・2020年度）に未登録の場合は、参加表明書の提出時までに、参加資格審査申請を行い、登録が完了していること。
- (5) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に定める登録電気通信事業者又は届出電気通信事業者であって、現に日本国内で光ブロードバンドサービスを提供していること。
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する電気通信工事業の特定建設業許可を有すること。

- (7) 建設業法第26条に規定する技術者を専任で配置できるとともに、現場代理人を常駐で配置できること。
- (8) 提案する方式の設計・試験・評価又はこれらの業務の指導について、技術士法（昭和58年法律第25号）に定める技術士（電気・電子）又は一般社団法人建設コンサルタント協会が定めるRCCM（電気電子部門）又は電気通信主任技術者（線路主任技術者）又は提案する方式に係る業務に5年以上の経験を有する者を配置できること。
- (9) IRU方式による運用が可能であるとともに、利用者の利益保護のため、光ブロードバンドサービスの永続的提供ができること。

3 参加手続

本業務の企画提案に参加しようとする者は、「飛島情報通信基盤整備・保守・運用業務公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）7に定めるところにより必要書類を提出すること。

4 企画提案書等の提出

企画提案書等は、実施要領9に定めるところにより必要書類を提出すること。

5 審査方法

提出された企画提案書は、実施要領10に定めるところにより審査し、最優秀提案事業者及び次点者を選定する。

6 その他

その他詳細は、実施要領に定めるところによる。実施要領及び各種提出様式は、酒田市ホームページ（<http://www.city.sakata.lg.jp/>）に掲載する。